

彩の国さいたま人づくり広域連合在り方検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）の在り方を検討し構造的な財源不足を解消し継続的に事業を実施していくため、「彩の国さいたま人づくり広域連合在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 在り方検討会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 広域連合の在り方の検討に関する事。
- (2) その他広域連合の在り方の検討に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 在り方検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、政策管理部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 県の人事課長及び市町村課長の職にある者
- (2) 市町村の人事・研修担当課長の職にある者

(会議)

第4条 在り方検討会議は、会長が招集し、及び主宰する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認める場合は、在り方検討会議の委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 在り方検討会議の庶務は、政策管理部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、在り方検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。